

慶弔規程

2013年4月1日制定

2018年5月29日改定

2025年12月1日改定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人静岡県臨床衛生検査技師会（以下「本会」という）が会員その他に対する慶祝及び見舞ならびに弔慰について定める。

(対象)

第2条 本会の正会員及び名誉会員（以下「会員」という）とする。

2 本会が関係する団体等の慶弔。

(慶祝)

第3条 会員が結婚する場合は、祝電をもって慶祝する。

2 本会が関係する団体等の慶祝行事は、会長が必要と認めたときに限り参加する。

(見舞)

第4条 会員が1ヶ月以上疾病あるいは不慮の事故により入院加療した場合は、見舞金3,000円を送る。

(弔慰)

第5条 会員が死亡した場合は会長または会長代理が弔慰を行うこととし、弔電ならびに弔慰金5,000円を送る。但し、会務執行上で死亡した場合、または本会に特別の功労があった場合は理事会に議を経て別に加算できるものとする。

2 会員配偶者の死亡については弔電をもって弔慰を表す。

3 本会と密接な関係を有する団体葬ならびに個人葬には参加する。

(特例)

第6条 第3条、第4条および第5条に定めのない事例が生じた場合、または関係団体等の慶弔金等は、会長が理事会に図り、議を経て決する。但し、急を要する事例は会長専決とし次期理事会で承認を得るものとする。

2 慶弔等事例発生後2ヶ月を経過した場合は対象としない。

(本会への連絡)

第7条 慶弔等の事例が発生した場合は、会員、施設連絡責任者または支部役員が別紙様式により速やかに本会あて連絡するものとする。

(会員への伝達)

第8条 会員への慶弔等事例発生伝達は、必要に応じ会が行うものとする。

(報告)

第9条 会長は、第3条、第4条及び第5条をおこなった時は、理事会に報告し承認を得なければならない。

(部局)

第10条 本規程の施行及び記録ならびに記録保管等は事務局で扱うものとする。

(改廃)

第11条 この規程は、理事会の決議を経なければ変更することができない。

附 則

この規程は2013年4月1日から施行する。

改定履歴

- 2018年5月29日 年号を西暦に変更した。
- 2018年5月29日 慶弔等事項届の仕様を変更した。
- 2025年12月3日 施設責任者を施設連絡責任者に変更した。

様式

慶弔等事項届

年 月 日

一般社団法人静岡県臨床衛生検査技師会様

事項発生会員名

<u>氏名</u>	<u>会員番号</u>
<u>住所</u>	<u>電話番号</u>
<u>勤務先</u>	<u>電話番号</u>

事項の種類（事項、必要な事項を○で囲む）

結婚

<u>結婚式年月日</u>	年 月 日 (曜日)	時
<u>〃会場</u>	<u>電話番号</u>	
<u>〃会場所在地</u>		

見舞

<u>入院年月日</u>	年 月 日より
<u>〃病院名</u>	<u>電話番号</u>

死亡

<u>死亡者氏名</u>	<u>続柄</u>
<u>〃年月日</u>	年 月 日 時 年齢
<u>喪主氏名</u>	<u>続柄</u>
<u>通夜</u>	年 月 日 時
<u>〃場所</u>	
<u>葬儀</u>	年 月 日 時
<u>葬儀会場</u>	<u>電話番号</u>
<u>〃所在地</u>	

※注：葬儀は、仏式、神式、キリスト教、その他（ ）で行われます。
上記の事項が発生しましたので届け出ます。

<u>連絡責任者</u>	<u>印</u>
<u>〃勤務先</u>	<u>電話番号</u>